

経営環境改善保証

県内の中小企業の方を対象とした既存借入金の一括化・借換を行う制度として、「経営環境改善保証」を設けております。国のセーフティネット保証との併用も可能としており、併用した場合は緊急保証等の100%保証の既存借入金を100%保証継続したままで借り換えることも出来るようになっておりますので、ご利用ください。

- 対象者 県内に事業所を有する中小企業者で、既存借入金の一括化等による資金繰りの緩和によって、財務体質の改善が期待される方。

※ 対象となる既存借入金は原則として保証付き借入金となります。

(中小企業金融安定化特別保証、特別追認保証を除く。)

※ 中小企業信用保険法に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用できます。

※ 複数金融機関間の保証付き借入金を一括化する場合、借換される金融機関の保証付きでない借入金を含めることができます。

※ 新たな運転資金(真水)無しでの借換・一括化が可能です。

- 融資限度 運転資金 5,000万円

- 融資期間 15年以内(据置1年以内)

※ セーフティネット保証の場合、10年以内(据置1年以内)

- 融資利率 金融機関所定利率

- 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。(責任共有制度対象)
年0.45%～1.60%

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.60%	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

セーフティネット保証の場合 年0.70%(第1～4、6号) 年0.65%(第5、7、8号)

- 担保 審査により担保が必要となる場合があります。

- 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要)

- 取扱期間 令和8年3月31日融資実行分まで

- 申込み先 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合)

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288

FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。